

環境配慮型経営に係る利子補給事業

平成25年度要求額 1,890百万円

目的

低炭素社会の創出のため、環境配慮型経営に積極的に取り組む企業について環境格付を通じて金利を優遇する融資（環境格付融資）に対して利子補給することにより、企業の環境配慮型経営を促進するとともに、地域金融機関等による環境格付融資の取組を推進し、環境金融の拡大を図る。

事業内容

環境格付融資により地球温暖化対策設備投資について融資を受ける事業者が、3年間で3%又は5年間で5%以上のCO2排出削減を誓約をした場合に、当該融資を行う金融機関に対して利子補給を行う。なお、CO2排出状況について継続的にモニタリングを行い、誓約したCO2排出削減が達成されなかった場合、未達成割合に応じて補助金の返還を請求することにより、確実なCO2排出削減を図る。

制度のイメージ

融資先の条件	3年間で3%又は5年間で5%以上のCO2排出削減(排出量又は原単位)の誓約をした事業者
利子補給の対象	上記誓約を行った企業に対する、地球温暖化対策設備投資のための金融機関の融資に係る利子
利子補給率	上限1%
対象となる融資(貸付け)	地球温暖化対策に係る環境格付融資を実施する金融機関が行う融資に限る

